

輸入船舶の船用品等の輸入手続について

昭和 37 年 3 月 16 日蔵関第 273 号

改正 昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号

〔決定〕

第 1 説のとおり船舶のトン数、乗組員等に相応と認められる範囲内の予備品、調度品、残存食糧品、残存燃料油等で、当該船舶の価格に含まれて取引される契約のものは、一括して取り扱う。

〔G 税関提案要旨〕

本件の捕鯨船等は、輸入後船体を一部改造修理し、直ちに出漁するものであるが、本取扱いについて次の三説が考えられる。

第 1 説 本船舶が保有し、かつ、当該船舶のトン数、乗組員等に相応と認められる範囲内の予備品、調度品（机、椅子等）、食器類、消耗品、事務用品、船内用娯楽品（蓄音機等）、船室装飾用絵画類、残存食糧品、残存燃料油（残存機械油を含む。以下同じ。）等すべてが船舶の価格に含まれて取引される契約であれば、船舶と一括して取り扱う。

第 2 説 残存食糧品、残存燃料油が取引上船舶の引渡価格に含まれている場合であつても、残存食糧品、残存燃料油は、上記第 1 説の取扱いより分離して課税する。

第 3 説 船舶に取り付けられている法定備品、属具のみ船舶として取り扱い、その他の船用品である第 1 説に前述の予備品、調度品、食器類、消耗品、事務用品、船内用娯楽用品並びに装飾品及び残存食糧品、残存燃料油等はそれぞれ分離課税する。